

こどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、テレワークに係る環境の整備を推進し、住生活の向上の促進を図るため、こどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「テレワーク」とは、県内に所在する住宅の所有者又は賃借人（これらの者の親族を含む。）が、当該住宅において職務に従事することをいう。
- (2) この要綱において「こどもみらいテレワーク対応リフォーム等事業」とは、別表事業区分の欄に掲げる事業をいう。
- (3) この要綱において「住宅」とは、人の居住の用に供する建物、建物のうち人の居住の用に供する部分その他知事が別に定めるものをいう。
- (4) この要綱において「子育て世帯」とは、補助金の申請の日において次のいずれかに該当する子がいる世帯をいう。

ア 18歳未満の子

イ 補助金の申請の日の属する年度の4月1日において18歳未満であった子

- (5) この要綱において「若者夫婦世帯」とは、補助金の申請の日の属する年度の4月1日において夫婦のいずれかが39歳以下であった者がいる世帯をいう者がいる世帯をいう。
- (6) この要綱において「建設企業」とは、県内に営業所を有する者であって次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者

イ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者

- (7) この要綱において「建築設備等」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備のうち電気、ガス、給水、排水、換気、暖房又は冷房の設備その他知事が別に定めるものをいう。
- (8) この要綱において「エネルギー消費性能」とは、建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいい、当該住宅において消費されるものに限る。）の量を基礎として評価される性能をいう。

(9) この要綱において「しずおか優良木材等」とは、知事が別に定めるところにより認定された認定工場が生産した製品及び知事が別に定めるところにより静岡県産材であることが証明された日本産業規格又は日本農林規格に適合する製品をいう。

(10) この要綱において「森林認証材」とは、しずおか優良木材等のうち、知事が別に定めるところにより森林認証をされた森林で生産された木材を製材し、又は加工したものをいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費について経費の区分ごとの配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

- 提出書類 各1部
- ア 変更承認申請書（様式第4号）
 - イ 変更事業計画書（様式第2号）
 - ウ 変更収支予算書（様式第3号）
 - エ その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第 5 号）
- イ 事業実績書（様式第 2 号）
- ウ 収支決算書（様式第 3 号）
- エ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第 5 (1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 3 月 15 日のいずれか早い日まで

第 8 請求の手続

(1) 提出書類 1 部

請求書（様式第 6 号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第 9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第 7 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則(令和３年３月26日告示第279号)

- 1 この告示は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 改正後のそれぞれの告示の規定及び様式は、令和３年度分の補助金から適用する。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和４年３月29日告示第233号)

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附 則(令和６年４月９日告示第313号)

この告示は、公示の日から施行し、令和６年度分の補助金から適用する。

附 則(令和７年４月11日告示第307号)

この告示は、公示の日から施行し、令和７年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象			補助率（額）
事業区分	事業の内容	経費	
こどもみらいテレワーク対応リフォーム事業	子育て世帯又は若者夫婦世帯に該当する者であって、県内に所在する住宅（過去に知事が別に定める補助金の交付を受けたことがないものに限る。以下同じ。）の所有者又は賃借人（いずれも過去に知事が別に定める補助金の交付を受けたことがない個人に限る。以下同じ。）が、テレワークに係る環境の整備を目的として、建設企業に次に掲げる行為（以下「補助対象工事」という。）をさせる事業 1 当該住宅の修繕若しくは模様替又は当該住宅への間仕切壁その他知事が別に定めるものの設置 2 1と併せて行う当該住宅への建築設備等の設置又は当該住宅に設けた建築設備等の改修	当該事業に要する経費のうち、工事費又は工事請負費	1戸当たり左に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と10万円とを比較して少ない方の額以内
子育てライフ対応リフォーム事業	子育て世帯又は若者夫婦世帯に該当する者であって、県内に所在する住宅（こどもみらいテレワーク対応リフォーム事業に係る補助金の交付の決定を受ける見込みであるものに限る。）の所有者又は賃借人が、住生活の向上を目的として、建設企業に補助対象工事（当該住宅のエネルギー消費性能の向上を図るための工事（当該住宅に設置された建築設備等のエネルギー消費性能の向上を図るためのものを除く。）その他知事が別に定めるものに限る。）をさせる事業		1戸当たり左に掲げる経費に2分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と15万円とを比較して少ない方の額以内

備考 しずおか優良木材等を仕上材料として使用する場合（使用されたしずおか優良木材等の面積が10平方メートル未満の場合を除く。）の補助率（額）は、この表により算出した額に、使用されたしずおか優良木材等の面積（1平方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てた面積）に1平方メートル当たり3,500円を乗じて得た額と14万円とを比較して少ない方の額を加えて得た額（使用されたしずおか優良木材等が森林認証材である場合にあっては、当該加えて得た額に、使用された森林認証材の面積（1平方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てた面積）に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額と4万円とを比較して少ない方の額を加えてえた額）以内とする。